

第6期中長期目標（案）と第5期中長期目標との比較表

第6期	第5期
<p data-bbox="107 284 846 320">I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p data-bbox="107 331 1111 608">国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）は、我が国唯一の情報通信（ICT）分野を専門とする公的研究機関であり、国際動向を踏まえつつ、国の情報通信政策との密接な連携の下、大学や民間企業では実施できないような長期間にわたり組織的に推進すべき情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、標準時の通報、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行う国立研究開発法人である。</p> <p data-bbox="107 671 741 708">1. 政策体系における法人の位置付け及び状況の変化</p> <p data-bbox="107 719 1111 895">NICTは、情報通信分野を専門とする国立研究開発法人として、『科学技術・イノベーション基本計画』や『統合イノベーション戦略』等の国の方針を踏まえ、大学や企業では取り組み難い研究開発課題等に取り組み、我が国の公益に資するため、研究開発の最大限の成果を確保することを第一目的とする法人である。</p> <p data-bbox="107 911 1111 1086">人口減少社会においてイノベーションを創出し、経済成長を実現するには、AIの活用をはじめとする社会DXの加速化が不可欠である。また、近年、デジタル分野において海外依存が高まる中、安全保障の観点からも、デジタルインフラの中核となる技術・システムの競争力を強化し、海外展開を進めることが必要である。</p> <p data-bbox="107 1102 1111 1326">このような状況の下、総務大臣の諮問機関である情報通信審議会は、令和7年7月、「新たな情報通信技術戦略の在り方」第5次中間答申（以下「第5次中間答申」という。）を取りまとめ、近年の社会情勢の変化、技術の進展及び市場の動向等を踏まえつつ、情報通信分野で国、NICT等が取り組むべき重点研究開発分野・課題並びに研究開発及び成果展開等の推進方策について方向性を示した。</p> <p data-bbox="107 1342 1111 1469">第5次中間答申では、人手不足の進展、インバウンドの拡大、エネルギー消費の増大、自然災害の激甚化及びサイバー空間上のリスクの増大といった社会情勢の変化や、生成AIの爆発的普及、オール光ネットワークの商用サービス開始、量子</p>	<p data-bbox="1133 284 1872 320">I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p data-bbox="1133 331 2136 608">国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）は、我が国唯一の情報通信（ICT）分野を専門とする公的研究機関であり、国際動向を踏まえつつ、国の情報通信政策との密接な連携の下、大学や民間企業では実施できないような長期間にわたり組織的に推進すべき情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、標準時の通報、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行う国立研究開発法人である。</p> <p data-bbox="1133 671 1767 708">1. 政策体系における法人の位置付け及び状況の変化</p> <p data-bbox="1133 719 2136 895">ICTの急激な進展により、グローバルな環境においてあらゆる「もの」が瞬時に結び付き相互に影響を及ぼしあう新たな状況が生まれる中、我が国が直面する様々な課題や社会構造の抜本的な変革に対応するためのイノベーション力の強化が期待されている。</p> <p data-bbox="1133 911 2136 1086">このような状況のもと、総務大臣の諮問機関である情報通信審議会は、令和2年8月「新たな情報通信技術戦略の在り方」第4次中間答申（以下「第4次中間答申」という。）を取りまとめ、今後5年間で国が重点的に取り組むべき研究開発の方向性を示した。</p> <p data-bbox="1133 1102 2136 1469">第4次中間答申では、ICTの重点研究開発課題に関する5つの分類（社会を「観る」、社会を「繋ぐ」、社会（価値）を「創る」、社会（生命・財産・情報）を「守る」及び未来を「拓く」）を設定した考え方自体は継続した上で、あらゆる産業・社会活動の基盤であるICT分野における研究開発を戦略的に推進し、さらにはその成果を着実に社会実装につなげることを重視しており、特に、限られた資源を最大限活用するという認識の下、各種政府戦略の方針を踏まえつつ重点的に研究開発を行うべき課題を特定し、産学官の密接な連携及び適切な役割分担によって集中的に取組を推進していくことが必要である、としている。</p>

技術に係る研究開発の進展及びサイバー空間を取り巻くリスクの変化といった近年の技術動向を踏まえ、NICTに特に期待する役割（ミッション）を提示した上で、我が国の重要政策の実現に不可欠な技術領域という観点から「戦略的に推進すべき技術領域（戦略領域）」を、我が国社会を支える情報通信分野の基礎的・基盤的な技術という観点から「重点的に推進すべき基礎的・基盤的研究開発分野（重点分野）」を特定するとともに、NICTの社会実装機能・外部連携機能等の強化の方向性が取りまとめられた。

その中では、とりわけ「国際競争力の強化や経済安全保障の確保等をはじめとした我が国の重要政策の実現への貢献」、「民間投資や人材育成を活性化するための触媒となる産学官連携の中核・連結点としての役割」及び「民間企業等におけるイノベーションを支援する機能の充実・強化」が強く打ち出されている。

第5次中間答申等を踏まえ、我が国の安全保障の確保と国際競争力の強化の観点から2030年代に目指すべき社会像を「激甚化する自然災害に対応した強靱な社会」、「誰もがICTの恩恵を享受でき、安心して技術を利用できるデジタル安全社会」、「クリーンエネルギーとデジタルインフラによる持続可能で活力のある社会」及び「労力の最小化と利益の最大化を可能にする人間中心のAI社会」と設定することとし、NICTはその実現に貢献すべく、「災害に強く、強靱な社会インフラの構築」、「安全で、信頼できる情報通信環境の整備」、「GX・DXを支える持続可能なICT基盤の構築」、「DXを通じた効率化・合理化、新たな価値の創造」を目標に、研究開発等に取り組むものとする。

とりわけ、2020年にサービスが開始した5Gの次の世代の情報通信インフラである「Beyond 5G」（いわゆる「6G」）やさらにその先を見据えた研究開発が重要である。Beyond5Gは、単なる通信インフラにとどまらず、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の「新たな日常」を支え、2030年代に向けてSociety 5.0の進展を図るための生活・社会基盤となることが期待されている。総務省が令和2年6月に取りまとめた「Beyond 5G 推進戦略 -6Gへのロードマップ-」（以下「Beyond 5G 推進戦略」という。）において、「Beyond 5Gの中核技術のうち、我が国として重点的に取り組むべき戦略的に重要な要素技術の研究開発を集中的に推進するプラットフォームをNICT等に構築し、高度な研究環境を国内外の多様なプレイヤーに提供することで、これらの環境を活かした共同研究等を推進する」との提言に基づき、これまでのICT分野の革新的な研究開発に取り組んできたNICTが中核となり、官民連携による我が国の革新的な研究開発を推進することが期待される。

さらに、情報通信審議会は、近年のBeyond 5Gに関する国際的な研究開発競争の激化等を受けて、Beyond 5Gの研究開発及び社会実装の一層の加速化に向け、令和4年6月「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方-強靱で活力ある2030年代の社会を目指して-」中間答申（以下「Beyond 5G 中間答申」という。）を取りまとめた。Beyond 5G 中間答申では、Beyond 5Gについては従来の無線通信の延長上だけで捉えるのではなく、有線通信や非地上系通信等も含めた統合的なネットワークとして捉えた上で、Beyond 5G 推進戦略における研究開発戦略等を具体化し大幅にアップデートした新たな技術戦略を提言している。具体的には、Beyond 5Gについて、国として集中投資すべき重点研究開発分野を特定し、研究開発と社会実装を加速化する「研究開発戦略」、開発成果の早期かつ順次のネットワーク実装を進める「社会実装戦略」、研究開発戦略と一体となった「知財・国際標準化戦略」、世界市場をリードする「海外展開戦略」を強力に推進していく方針等が盛り込まれている。

NICTは、我が国唯一のICT分野を専門とする公的研究機関であり、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを求められている。このため、科学技術・イノベーション基本計画、統合イノベーション戦略、第4次中間答申、Beyond

2. 法人の現状と課題

NICT は、情報通信分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関として、電磁波先進技術、革新的ネットワーク、サイバーセキュリティ、ユニバーサルコミュニケーション及びフロンティアサイエンス分野で、技術力や知見・経験を蓄積してきた。そして、その研究開発成果の社会実装も着実に進展しており、例えば、革新的ネットワーク分野では、フォトニックネットワーク関連技術において、NICT が主導してオールジャパンのコンソーシアムを形成し、産学官連携で研究戦略を策定したほか、基礎・基盤研究から社会実装に向けた研究・開発までを分担して取り組んだ結果、2コアのマルチコアファイバーケーブルが海底ケーブルシステムに採用され、社会実装に繋がっている。今後も、蓄積された技術力や知見・経験を最大限活用することで、国際競争力の強化や国家安全保障・経済安全保障の確保等をはじめとした我が国の重要政策の実現に貢献していくことが求められる。

他方で、近年、研究開発及びその成果の社会実装のみならず、サイバーセキュリティ産学官連携拠点 CYNEX の構築、恒久的な基金（情報通信研究開発基金）の造成、GPAI 東京専門家支援センターの設置など、NICT の業務の中で民間企業等におけるイノベーションを支援する役割の比重が高まってきている。このような背景を踏まえ、NICT の研究開発成果を民間企業や大学等に橋渡しするための「社会実装機能」とともに、NICT が有する施設・設備や蓄積された知見等を活用して民間企業等のイノベーションを促進するための「外部連携機能」の充実・強化を図ることが重要である。

加えて、研究開発成果の最大化に向け、急速な進化・普及を見せる AI やサイバ

5G 中間答申等の各種政府戦略等を踏まえて、Beyond 5G、AI 技術、量子技術、サイバーセキュリティを始めとした ICT 分野における世界最先端の研究開発を戦略的に推進し、その成果である革新的な技術シーズを着実に社会実装へとつなげていくほか、テレワーク、遠隔医療、オンライン教育等ウィズコロナ・ポストコロナ時代の「新たな日常」を支える ICT インフラの高度化に積極的に取り組む必要がある。この際、科学技術が社会と調和するために倫理的・法制的・社会的課題を検討しつつ、持続的に新たな価値を創出する社会の実現を目指していく必要がある。

2. 法人の現状と課題

NICT は AI、サイバーセキュリティ、リモートセンシング分野等における膨大な研究データを蓄積・活用しており、我が国の国際競争力や優位性確保等に資する貴重な強みを持っている。多言語音声翻訳技術の「VoiceTra」のように、長年の基礎研究の成果を活用し、技術移転やライセンス提供等を行うことにより、民間企業による商用展開や全国の警察本部、消防本部のほか、自治体窓口等、公的部門での活用が進んでいる例もある。

一方でこのような最先端の研究分野では、世界的に人材獲得競争が過熱しており、優秀な研究人材の確保が大きな課題となっている。NICT では、現状、例えば、給与面ではいわゆる「GAFA」のようなグローバル企業には到底及ばず、魅力的な研究環境（豊富なデータを活用可能な環境）で優秀な研究人材をつなぎとめている状況と考えられる。

今後、給与面においては適切な水準で人材を確保しつつ、引き続き魅力的な研究環境の整備に努めることが重要である。

また、NICT は、令和2年度第三次補正予算により造成した時限的な基金により、主に Beyond 5G の実現に向けた要素技術の早期実現を目的とし、効率のかつ効果的な研究開発マネジメントを実施するとともに資金の適正な管理を実施してきている。

加えて Beyond 5G 中間答申における提言も踏まえ、令和4年度第二次補正予算により新たに造成した恒久的な基金により、Beyond 5G の実現に向けた要素技術の早期実現という目的に加え、その成果の社会実装・海外展開を目指していくこと

ーセキュリティなど新技術に対応した研究人材の育成・確保や、マーケティングや製品化・事業化、知的財産の管理・活用など技術移転等に関する専門人材の確保・活用をはじめ、組織体制の見直し・強化を図ることが必要である。

3. 法人の役割（ミッション）

上記を踏まえ、令和8年度から始まる新たな中長期目標期間において、NICTが以下の役割（ミッション）を果たすことを期待する。

第1に、NICTに蓄積された技術力や知見・経験等をさらに生かすことで、『科学技術・イノベーション基本計画』などの各種政府戦略で示された国家的重要課題に対して情報通信の観点から積極的に貢献し、国際競争力の強化や国家安全保障・経済安全保障の確保等をはじめとした我が国の重要政策の実現に寄与すること。

第2に、我が国全体として目指すべき中長期的ビジョンを構想し、産学官で共有しながら、基礎的・基盤的研究開発から社会実装まで連携して取り組んでいく産学官連携の中核・結節点としての役割を強化していくこと。また、その中において、国立研究開発法人という信頼できる公的機関であることを生かし、データを収集・蓄積し、NICTの知見を付加した上で社会に還元する取組を拡大すること。

第3に、NICTが有する施設・設備や蓄積された知見等のさらなる有効活用を図りながら、イノベーションハブ機能、研究資金配分機関としての機能、スタートアップ支援等の充実・強化を図り、民間企業等におけるイノベーションを支援すること。

第4に、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第14条第1項第3号、第4号及び第5号に基づき、標準時通報、宇宙天気予報及び無線機器の較正の業務を継続的かつ安定的に実施すること。

II. 中長期目標の期間

NICTの令和8年度から始まる中長期目標の期間は、5年間（令和8年4月～令和13年3月）とする。

としている。

恒久的な基金の造成後、NICTは、それまで以上に基金を適正に管理・運用するとともに、研究開発成果を最大化する体制を整備していくことが重要である。

3. 法人の役割（ミッション）

上記を踏まえ、令和3年度から始まる新たな中長期目標期間において、NICTが以下の役割（ミッション）を果たすことを期待する。

第1に、中長期的視点に立った重点研究開発分野の研究開発等を実施する。特に、（1）電磁波先進技術分野、（2）革新的ネットワーク分野、（3）サイバーセキュリティ分野、（4）ユニバーサルコミュニケーション分野、（5）フロンティアサイエンス分野等、第4次中間答申を含めた国の政策体系において重点的に研究開発を行うべきものとされた研究開発課題に取り組むこと。

第2に、研究開発成果を社会経済全体のイノベーションの積極的創出につなげるため、Beyond 5Gの推進、オープンイノベーション創出に向けた産学官連携等の強化、戦略的・機動的な研究開発ハブの形成によるオープンイノベーションの創出、知的財産の積極的な取得と活用、戦略的な標準化活動の推進、研究開発成果の国際展開の強化、国土強靱化に向けた取組の推進、戦略的ICT人材育成、研究支援業務・事業振興業務等に取り組むこと。

第3に、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」という。）に基づき標準時通報等の業務（NICT法第14条第1項第3号、第4号及び第5号に基づく業務）を着実に行うこと。

第4に、給与や研究環境を含めた処遇面の改善等、競争の激しい研究分野の研究者の確保に資する取組を行うこと。

II. 中長期目標の期間

NICTの令和3年度から始まる中長期目標の期間は、5年間（令和3年4月～令和8年3月）とする。

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

NICT は、中長期目標期間において、研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下の取組を実施するものとする。

なお、1. ～ 3. の取組に係る中長期計画及び年度計画の策定・変更に際しては、国の政策と連携し、1. で示した政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）を十分に踏まえて、検討するものとする。

また、評価に当たっては、2.（1）～（5）の各研究開発分野、3. ①～⑥の各研究課題、4. を一定の事業のまとまりと捉え、各研究開発・取組の内容、段階等に応じて、別紙3から適切な評価軸及び指標を用いて実施する。また、1. については、これらの取組が我が国の重要政策の実現等にどのように貢献しているかという観点から、別紙3に基づき総合的な評価を実施する。

1. 戦略的に推進すべき技術領域

我が国の重要政策の実現に不可欠な技術であり、産学官一体となり、横断的かつ戦略的な取組を強力に推進すべきものを「戦略領域」と位置付け、これら戦略領域において、NICT が民間投資や人材育成を活性化するための触媒となるべく、中長期的なビジョンを構想し、産学官で共有しながら、研究開発から社会実装までを連携して取り組んでいく産学官連携の中核・結節点としての役割を果たすものとする。

（1）AI・コミュニケーション

労働人口が急減する我が国においては、社会全体でAIを利用することで生産性向上を図ることが不可欠であり、また、AIは安全保障、災害対策、温暖化対策等の地球規模の課題においても重要なツールとなっている。特に生成AIは、インターネット革命と同様に、歴史の画期となる可能性を含んでいる。我が国においても、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（AI法）が令和7年6月に公布、同年9月に施行され、「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」の実現を目指すこととされている。

他方、生成AI市場のシェア上位を占める海外製LLMは、外国語を中心とした言

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

NICT は、中長期目標期間において、研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下の取組を実施するものとする。

なお、1. 及び2. の取組に係る中長期計画や年度計画の策定・変更に際しては、国の政策と連携し、研究開発期間が中長期にわたるとともにその成果が直ちに事業化に結びつきにくいなど一定のリスクを伴う課題について、中長期的視点に立った世界最先端の基礎的・基盤的な研究開発に取り組む役割を十分に踏まえて、検討するものとする。

評価に当たっては、1.（1）～（5）の各研究開発分野、2.（1）、2.（2）～（9）を一定の事業のまとまりと捉えて「評価単位」とし、各研究開発・取組の内容、段階等に応じて別紙3から適切な評価軸及び指標を用いて実施する。

語データによってモデルの学習がされており、日本の歴史、文化、慣習などに関する質問に対して的確・正確に回答できない場合がある。このため、日本語データによって学習・強化がされ、日本固有の文化や慣習、歴史解釈等を適切に考慮できる LLM の活用により、我が国にとって信頼できる AI の社会実装を促進することが重要となる。

これまで NICT では、自然言語処理技術の研究開発に取り組み、その成果を社会実装に繋げることにより、コミュニケーションの高度化に貢献してきた。NICT が培ってきた自然言語処理に代表されるコミュニケーション技術と AI 技術とを結びつけることで、生成 AI との円滑なコミュニケーションが可能となり、生成 AI の社会実装を促進することが期待される。そのためには、コミュニケーション技術と AI 技術との連携を強化するとともに、双方の高度化を図っていくことが重要である。

以上の認識の下、我が国において信頼できる AI 開発・評価・改善のための基盤を構築し、日本型の AI 活用モデルの確立に貢献するものとする。

(2) Beyond 5G

NICT は、これまでもフォトニックネットワーク関連技術等において、産学官連携の中核・結節点としての役割を果たし、我が国発の技術の社会実装を実現してきた実績がある。これから社会実装フェーズを迎える Beyond 5G においても同様に、情報通信分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関として、中長期的なビジョンの下で産学官連携の中核・結節点としての役割を果たすべきである。

社会実装に向けての特に重要なポイントは、如何にしてユーザが魅力を感じるユースケース／サービスを創出していけるかという点である。これは研究者やインフラ事業者のみでは困難であるため、社会実装に向けた研究開発に当たっては、ユーザ価値を起点として、素材・部品メーカーからアプリケーション・システムベンダーまで広くステークホルダーを巻き込みながら、NICT が“イノベーションハブ”となって協創連携を築いていく必要がある。

また、社会実装や市場獲得に向けては、市場で受け入れられる規格である必要があるため、技術開発の段階から、国際標準化を見据えて研究開発に取り組むととも

に、その成果が社会実装につながるよう国際標準化していくことが重要である。

以上の認識の下、NICT がイノベーションハブとなり、Beyond 5G のユースケース創出及び早期社会実装に貢献するものとする。

(3) 量子情報通信

我が国では、『量子技術イノベーション戦略』、『量子未来社会ビジョン』、『量子未来産業創出戦略』及び『量子産業の創出・発展に向けた推進方策』を踏まえ、量子情報通信に関する基礎研究や応用研究、産業の創出に着実に取り組んできたところであるが、先端分野である量子技術の進展は著しく、世界各国で国家戦略が策定されるなど、国を挙げて研究開発や人材育成等に取り組む動きが活発化している。こうした国際状況を踏まえ、量子技術の産業化を世界に先駆けて達成するために、『量子エコシステム構築に向けた推進方策』（令和7年5月30日量子技術イノベーション会議）が取りまとめられている。

このような中、NICT が研究開発等に取り組んできた量子暗号技術は社会実装フェーズを迎えつつあり、我が国の強みを最大限活かし、量子暗号通信テストベッドの広域化等を通じたユースケース創出に向けた取組を加速化させる必要がある。また、世界トップレベルの技術力を維持するため、量子暗号通信のさらなる高度化及び量子通信の実現に向けた研究開発に取り組む必要がある。

以上の認識の下、量子暗号通信のユースケース創出支援など、その早期社会実装の実現に向けた取組の推進とともに、量子通信の基礎・基盤技術の確立に向けた研究開発の加速に貢献するものとする。

(4) サイバーセキュリティ

デジタル化の進展により、国民生活・経済活動のデジタルサービスへの依存が一層高まっていく一方、質・量の両面でサイバー攻撃の脅威が増大し、国民生活や経済活動の基盤、ひいては国家及び国民の安全に深刻・致命的な被害を生じさせるおそれが現実のものとなっている。また、AI、量子技術等の新たな技術革新が続々と進む中、これらがサイバーセキュリティ分野にもたらす利便を最大限享受しつつ、それらのリスクに的確に対応することは喫緊の課題である。

こうした昨今の情勢認識を踏まえ、NICT は、信頼できる公的機関として一次脅威情報を収集・分析・蓄積し、産学官との連携により演習等を通じたサイバー人材の育成や国産を核とした新技術・サービスの創出等の取組を進めていく必要がある。また、AI とサイバーセキュリティの融合のための研究開発を推進し、成果展開にも積極的に取り組むべきである。加えて、我が国の安全保障の観点から長期的・継続的に維持することが求められる暗号研究にも、継続的に取り組んでいくべきである。

以上の認識の下、NICT は、サイバーセキュリティ研究開発の中核拠点として、我が国のサイバー対応能力を支える人材・技術に係るエコシステム形成に貢献するものとする。

2. 重点的に推進すべき基礎的・基盤的研究開発等

我が国社会を支える情報通信分野の基礎的・基盤的な技術であり、中長期的な視点に立って研究開発等に取り組むべきものを「重点分野」とし、ICT を専門とする我が国唯一の公的研究機関として蓄積された技術力や知見・経験等を最大限活用する観点から、「電磁波先進技術」「革新的ネットワーク」「サイバーセキュリティ」「ユニバーサルコミュニケーション」「フロンティアサイエンス」の5分野を位置付けるものとする。そして、これら重点分野の研究開発等を通じて、「災害に強く、強靱な社会インフラの構築」「安全で、信頼できる情報通信環境の整備」「GX・DX を支える持続可能な ICT 基盤の構築」「DX を通じた効率化・合理化、新たな価値の創造」に貢献すべく、【重要度：高】として取り組むものとする。

また、貢献目標に資する技術として、特に重点的に取り組むべきものを「重点課題」とし、重点分野ごとに設定するものとする。

(1) 電磁波先進技術分野

多様なセンサー等を用いた高度なデータ収集や様々な周波数帯の電磁波を用いた高精度な観測等に不可欠である基礎的・基盤的な電磁波技術は、特に「災害に強く、強靱な社会インフラの構築」及び「安全で、信頼できる情報通信環境の整備」に資することが期待されることから、以下の技術を重点課題として研究開発に取

1. 重点研究開発分野の研究開発等

(1) 電磁波先進技術分野

我が国において、これまでにない価値の創造や社会システムの変革等をもたらす新たなイノベーション力を強化するためには、「社会を観る」能力として、多様なセンサー等を用いて高度なデータ収集や高精度な観測等を行うための基礎的・基盤的な技術が不可欠であり、Society 5.0 を実現する基盤技術として期待され

り組むとともに、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

① リモートセンシング技術

防災・減災などの社会課題の解決に資するよう、様々な周波数帯の電磁波を用いて大気や地表面等を観測・分析・把握することができるリモートセンシング技術の研究開発を行い、観測技術及びデータ解析技術の高度化を進めるとともに、得られたデータの有効活用を図るものとする。

② 宇宙環境技術

大規模太陽フレア等による宇宙環境の変動が地上及び地球近傍宇宙における通信・放送・測位・航空・人工衛星運用等の重要社会インフラの安全性に与える影響を軽減するため、宇宙環境計測技術及び宇宙環境予測技術等の研究開発を行い、宇宙天気予報サービスの高度化等に取り組むものとする。

③ 電磁環境技術

電波利用が一層高度化・多様化する Beyond 5G 時代において、電磁両立性(EMC)が確保された安心・安全な電磁環境を構築するため、実環境における EMC 評価技術及び先端的な EMC 計測技術等の研究開発を行うものとする。また、これら技術の標準化活動を推進し、技術基準の策定等に寄与するものとする。

④ 時空標準技術

標準周波数及び日本標準時の精度と信頼性のさらなる向上を図るため、周波数標準の生成、供給及び伝送・比較技術の研究開発を行うものとする。また、サイバー空間とフィジカル空間の時空間同期に不可欠な原子時計について、小型化や分散配置、高精度な標準時供給を可能とする技術の研究開発を行うものとする。

⑤ デジタル光学基盤技術

空間光通信、モビリティ及びディスプレイ等の多様な分野での応用を目指し、軽量かつ安価で、複雑な光学特性をコンパクトに実装可能なプリント型光学素子の高度化を実現するため、光学素子の設計・実装・補償・プリント技術をはじめとしたデジタル光学基盤技術の研究開発を行うものとする。

ることから、【重要度：高】として、以下の研究開発に取り組むとともに、標準化、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

① リモートセンシング技術

電磁波伝搬に大きな影響を与える大気・地表面の状態把握と、その情報を活用した防災・減災をはじめとする社会的課題の解決に向けた分析・予測等に資するリモートセンシング技術の研究開発を実施するものとする。

② 宇宙環境計測技術

通信・放送・測位・航空・人工衛星等の安定運用を実現する宇宙環境の計測技術及び計測した現況から分析・予測する技術の研究開発を実施し、宇宙環境擾乱等の予報・警報等の高度化を目指すものとする。

③ 電磁環境計測技術

高度化した通信機器と電気電子機器の電磁的両立性の実現や、新たな無線システム等の安心・安全な利用を実施するため、高精度な電磁環境計測技術及び電波の人体ばく露評価技術の研究開発を実施するとともに、標準化活動等を推進することで、技術基準策定等にも寄与するものとする。

④ 時空標準技術

高精度・高可用性を両立する標準時及び標準周波数の発生・配信の実現に向け、光周波数標準等を用いる時空標準技術の研究開発を実施し、国際単位系における秒の再定義を先導しうる高精度な時刻比較・共有技術を確立するものとする。

⑤ デジタル光学基盤技術

次世代通信システムに利用可能な高効率かつ安価なプリント型ホログラム素子の実現を目指し、電磁波の回折現象を利用したデジタル光学基盤技術の研究開発を実施し、その技術確立とともに産業展開を促進するものとする。

(2) 革新的ネットワーク分野

地上から宇宙までを広範に繋ぎ、データの高速かつ確実な伝送を可能とするために不可欠である基礎的・基盤的なネットワーク技術は、特に「災害に強く、強靱な社会インフラの構築」及び「GX・DXを支える持続可能なICT基盤の構築」に資することが期待されることから、以下の技術を重点課題として研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

① ネットワークアーキテクチャ技術

Beyond 5G とその先を見据え、通信とAIが融合する将来のネットワークアーキテクチャを提示するとともに、オール光ネットワーク、モバイルネットワーク及び宇宙通信ネットワーク等が混在するネットワークの自動制御を可能とする技術や、AIを用いてネットワークの高信頼性を確保するために必要な技術の研究開発を行うものとする。

② フォトニックネットワーク基盤技術

増大する通信トラフィックを支えるため、光ファイバ通信のさらなる大容量化に向けた研究開発とともに、光ネットワークの通信資源の有効利用や安定運用に必要な技術の研究開発を行うものとする。また、低軌道衛星間ネットワークの大容量化に資する自由空間光ネットワーク技術の研究開発を行うものとする。

③ 光・電波融合アクセス基盤技術

ユーザ近傍のネットワークの大容量化・低遅延化・電力消費の効率化の実現を目指し、光と電波を融合したデバイス技術の確立に向けた研究開発を行うものとする。また、光や電波といった異なる伝送メディア間の柔軟なデータ伝送を可能とする技術の研究開発を行うものとする。

④ 次世代ワイヤレス技術

無線ネットワークの大容量化に不可欠な周波数資源の利用効率向上のため、ミリ波帯・テラヘルツ帯を含めた無線リソースをユースケースに応じて利活用するための技術の研究開発を行うものとする。また、実環境と仮想環境を統合した次世代無線システム評価基盤を拡張し、電波模擬技術の高度化等に関する研究開発を行うものとする。

(2) 革新的ネットワーク分野

我が国において、これまでにない価値の創造や社会システムの変革等をもたらす新たなイノベーション力を強化するためには、「社会を繋ぐ」能力として、通信量の爆発的増加等に対応するため地上や衛星等のネットワークを多層的に接続する基礎的・基盤的な技術が不可欠であり、Beyond 5Gを支える基盤技術として期待されることから、【重要度：高】として、以下の研究開発等に取り組むとともに、標準化、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

① 計算機能複合型ネットワーク技術、フォトニックネットワーク技術、光・電波融合アクセス技術

Beyond 5G時代の多様なネットワークサービスを持続的に支えるため、高品質通信を安定的に提供する通信アーキテクチャ、急増する通信トラフィックを支える超大容量フォトニックネットワーク、光ファイバ通信と無線通信を調和的に融合するアクセス技術等に資する研究開発を実施するものとする。

② 次世代ワイヤレス技術

多種多様なサービスが収容されるBeyond 5G基盤技術の実現に向け、通信環境の模擬及び当該模擬環境を用いた様々な無線技術の評価を通じ、通信容量向上、柔軟な無線機動作の制御、通信エリアの拡大を目指す次世代ワイヤレス技術の研究開発を実施するものとする。

③ 宇宙通信基盤技術

衛星通信を含む非地上系ネットワークや通信システムの利用拡大を鑑み、電波や光による柔軟な衛星通信ネットワークの構築により、次世代衛星通信基盤技術の研究開発を実施するとともに、産学連携を推進するものとする。

④ テラヘルツ波ICTプラットフォーム技術

Beyond 5Gを見据えたさらなる周波数利用拡大を鑑み、テラヘルツ波利活用を推進するための研究開発を実施するものとする。また、システム展開にむけた計測評価基盤技術の研究開発を通じ、産学連携や国際標準化を推進するものとする。

⑤ レジリエントICT基盤技術

大規模災害や障害等の様々な事象によって引き起こされる非連続な変化に対

⑤ 宇宙通信基盤技術

地上から衛星・深宇宙をつなぐユニバーサル NTN プラットフォームを確立し、幅広いユースケースで社会実装されることを目指し、拡張性が高く、いつでもどこでも途切れない通信を可能とする NTN 統合ネットワーク基盤技術の研究開発を行うとともに、多様な通信環境下においても高速かつ可用性の高い通信を可能とする光通信・無線通信基盤技術の研究開発を行うものとする。

(3) サイバーセキュリティ分野

サイバー攻撃への対策は国を挙げて取り組むべき安全保障上の課題にもなっており、NICT に対する社会的要請が高まりつつあるとの認識の下、サイバー空間における脅威から社会システムや国民を守るために高度化が不可欠である基底的・基盤的なサイバーセキュリティ技術は、特に「安全で、信頼できる情報通信環境の整備」に資することが期待されることから、以下の技術を重点課題として研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。とりわけ、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和 7 年法律第 42 号）第 71 条第 2 項に基づき、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事項について、サイバー攻撃の観測・分析等の観点から関係者との連絡・協力を努める。

また、我が国の政府機関等に CYXROSS センサー等の安全性・透明性を検証可能なセンサーを導入し、得られたサイバー脅威情報等を集約・分析・情報提供する活動をはじめ、こうした活動が研究開発をさらに推進するようなサイクルを確立することで、サイバーセキュリティ分野全体の継続的な能力向上に努めるものとする。併せて、これらの研究開発及び社会実装に関する体制の強化に向けた措置を講ずるものとする。

さらに、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 31 条第 1 項第 2 号その他の法令に基づく委託を受けた場合には、それら委託業務を確実に実施するとともに、各重点課題との相乗効果を得られるよう一体的に取り組むものとする。

① サイバーセキュリティ技術

応が可能な、ネットワークの障害検知・予測及び適応制御技術、IoT 等による柔軟な情報収集及び総合的な可視化・解析の基盤技術等、持続性に優れたレジリエント ICT 基盤技術の研究開発を実施するものとする。

(3) サイバーセキュリティ分野

我が国において、これまでにない価値の創造や社会システムの変革等をもたらす新たなイノベーション力を強化するためには、「社会（生命・財産・情報）を守る」能力として、急増するサイバー攻撃から社会システム等を守るサイバーセキュリティ分野の技術の高度化が不可欠となっていることから、【重要度：高】として、以下の研究開発等に取り組むとともに、標準化、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

また、急増するサイバー攻撃への対策は国を挙げた喫緊の課題となっており、サイバーセキュリティ分野での NICT に対する社会的要請が高まりつつあることから、研究開発等やその成果普及等に関する体制の強化に向けた措置を講ずるものとする。

① サイバーセキュリティ技術

サイバー攻撃対処能力の絶え間ない向上と多様化するサイバー攻撃の対処に貢献するため、巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対応した攻撃観測・分析・可視化・対策技術、大規模集約された攻撃に関する多種多様な情報の横断分析技術、新たなネットワーク環境等のセキュリティ向上のための検証技術の研究開発を実施する。

② 暗号技術

社会の持続的発展において欠くことのできない情報のセキュリティやプライバシーの確保を確かなものとするため、耐量子計算機暗号等を含む新たな暗号・認証技術やプライバシー保護技術の研究開発を実施するものとする。その安全性評価を行うとともに、安全な情報利活用を推進し、国民生活を支える様々なシ

人間の社会活動の基盤となるインターネット上の脅威に適切に対処するため、我が国独自のサイバー脅威インテリジェンス基盤技術の確立を目指す。そのために、多種多様なサイバー攻撃の観測・分析技術、様々な機関等から発信される脅威情報の大規模収集・分析技術及び脅威インテリジェンス生成技術等の研究開発を行うものとする。

また、新たな脅威に対処するため、Beyond 5G 実現に向けたセキュリティ検証技術やローレイヤのセキュリティ技術、人間に関するセキュリティを扱うユーザブルセキュリティや脳情報通信融合セキュリティといったヒューマン・センタード・サイバーセキュリティの研究開発を行うものとする。

② AI×サイバーセキュリティ技術

AI 技術を活用し、セキュリティ対策に有用な情報をリアルタイムに導出する「AI for Security (AI を活用したサイバーセキュリティ確保)」技術の研究開発を行うものとする。また、AI モデルや AI 搭載システムへの攻撃に対する安全性を検証・評価し、こうした安全性の観点を中心に信頼性の高い AI 技術を構築する「Security for AI (AI に係る安全性確保)」技術の研究開発を行うものとする。さらに、当該研究分野の国際競争力強化のため、積極的に国際連携を推進する。

③ 次世代暗号・プライバシー保護技術

量子コンピュータ時代に安全に利用できる暗号基盤技術の確立を目指し、現代暗号に加え、耐量子計算機暗号を含む次世代暗号技術の研究開発及び安全なデータ利活用を促進するプライバシー保護技術等の研究開発を行うものとする。また、安心・安全な国民生活に貢献するために、耐量子計算機暗号に係る安全性評価等を喫緊の課題とし、国内外の状況変化に柔軟に対応して着実に実施するとともに、我が国の電子政府推奨暗号リストの維持・管理を行うものとする。

④ サイバーセキュリティに関する演習

国の機関や地方公共団体、重要インフラ事業者等のサイバー攻撃対処能力の向上に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府方針を踏まえ、NICT 法第 14 条第 1 項第 7 号イの規定に基づき、最新のサイバー攻撃に関する知見や社

ステムへの普及を図るものとする。

③ サイバーセキュリティに関する演習

国の機関や地方公共団体等のサイバー攻撃への対処能力の向上に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、NICT 法第 14 条第 1 項第 7 号イ（令和 5 年度までは第 14 条第 1 項第 7 号）の規定に基づき、最新のサイバー攻撃に関する知見を踏まえた実践的な演習を実施するほか、若手セキュリティ人材の育成を行う。

④ サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成

我が国のサイバー攻撃対処能力の絶え間ない向上に貢献するため、多種多様なサイバーセキュリティ関連情報を大規模集約した上で、横断的に分析し、実践的な脅威情報の生成・関係機関との共有等を行うための基盤を構築する。また、当該基盤を活用し、国産セキュリティ技術を事業者が検証できる環境を構築するとともに、サイバーセキュリティ関連情報を多角的に解析する能力を有する高度セキュリティ人材の育成に取り組む。加えて、社会全体でのセキュリティ人材の持続的供給のため、演習で得た知見等を積極的に活用するための基盤を構築し、民間等における自律的な人材育成の支援を行う。これらの取組により、我が国のサイバーセキュリティに関する情報分析・人材育成等の中核拠点を形成する。

⑤ パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査（令和 5 年度まで）

IoT 機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和 5 年法律第 87 号）による改正前の NICT 法附則第 8 条第 2 項の規定に基づき、パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査及び電気通信事業者への情報提供に関する業務を、令和 6 年 3 月 31 日まで実施する。その際、関係機関と連携を図るとともに、本調査の重要性等を踏まえ、情報の安全管理に留意しつつ、広範な調査を行うことができるよう配慮する。

⑥ IoT 機器のサイバーセキュリティ対策の促進（令和 6 年度以降）

IoT 機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、NICT 法第 14 条第 1 項第 7 号ロの規定に基づき、

会的ニーズを踏まえた実践的なサイバー演習を、高い受講効果が得られるよう開発・提供する。また、NICTにおけるサイバーセキュリティ研究や本演習を通じて得られた知見等を活用し、若手セキュリティ人材の育成を行うものとする。

⑤ サイバーセキュリティ産学官連携の推進

我が国のサイバー攻撃対処能力とセキュリティ自給率の向上¹に貢献するため、サイバーセキュリティ分野の産学官連携拠点において、国内外の組織との実効的な連携等を通じ、サイバー攻撃情報等の大規模な収集・分析・共有やサイバー攻撃観測技術・ノウハウ等の共有、国産セキュリティ製品の評価と開発元へのフィードバックによる製品・サービス開発の加速化等に取り組むものとする。

また、各産業分野の特性に応じたサイバー攻撃対処能力の構築に貢献するため、より高度な対処能力構築といった観点にも留意しつつ、NICTにおけるサイバーセキュリティ研究の知見等を活用し、演習基盤の開放により産学官における自律的な人材育成を支援するものとする。

⑥ IoT機器のサイバーセキュリティ対策の促進

IoT機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府方針を踏まえ、NICT法第14条第1項第7号口の規定に基づき、脆弱性を有する機器やマルウェア感染機器の調査を実施し、ユーザやメーカー等の関係者に対して、必要な助言及び情報提供を行うものとする。また、独自のセンサーの開発等、IoT機器のサイバーセキュリティ向上の研究開発を行うものとする。

(4) ユニバーサルコミュニケーション分野

人間同士・人間とAI・AI同士それぞれのコミュニケーションの高度化に資する信頼できるAIに不可欠である基礎的・基盤的なコミュニケーション技術は、特に「DXを通じた効率化・合理化、新たな価値の創造」に資することが期待されることから、以下の技術を重点課題として研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められるIoT機器について、当該機器の管理者その他の関係者に対して必要な助言及び情報提供に関する業務（同法第18条の規定に基づくパスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査及び電気通信事業者への情報提供に関する業務を含む。）を実施する。その際、本業務の重要性等を踏まえ、情報の安全管理に留意しつつ、関係機関と連携を促進するものとする。

(4) ユニバーサルコミュニケーション分野

我が国において、これまでにない価値の創造や社会システムの変革等をもたらす新たなイノベーション力を強化するためには、「社会（価値）を創る」能力として、人工知能等の活用によって新しい知識・価値を創造していくための基礎的・基盤的な技術が不可欠であることから、【重要度：高】として、以下の研究開発等に取り組むとともに、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

¹ サイバーセキュリティ分野における技術や人材を過度に海外へ依存することなく我が国独自に安定的に確保できるようにすること。

① AI 複合体技術

AI の創造性、多様性及び信頼性を強化し、人間と AI の安全・安心かつ効率的な共同作業を可能とするため、高品質なデータによって学習がされ、日本固有の文化や慣習等を適切に考慮できる大規模言語モデル (LLM) の研究開発とともに、多様な AI を連携させるプラットフォームの研究開発を行うものとする。また、多様な AI の連携枠組を用いて、AI の自己認識・自己進化技術等の研究開発にも取り組むものとする。加えて、我が国企業による信頼できる AI の開発を支援するため、LLM 用学習データの整備・外部提供を強化するとともに、多種多様な LLM を適時・適切に評価し、安全性の担保に資する能動的評価基盤を開発するものとする。

② マルチモーダル AI コミュニケーション技術

言葉の壁のみならず文化の壁やリアル・バーチャルの壁も超えて相互理解を促進し、我が国企業の更なるグローバル展開及び我が国が競争力を有するコンテンツ関連市場の拡大等に貢献するため、AI を活用して音声及び画像等のマルチモーダルデータやコンテキストを把握し、言語のみならず動作等の非言語情報等も伝達することができるコミュニケーション技術確立し、AI の多言語能力強化等による我が国のプレゼンス向上を目指すものとする。また、我が国において重要性が増しているグローバルサウスの言語も対象に、データ基盤の構築・拡大や高度な多言語処理技術の研究開発を行うものとする。

(5) フロンティアサイエンス分野

Beyond 5G のその先を見据えた ICT として、次世代の戦略領域となる可能性を秘め、これまでにない価値の創造や社会システムの変革等をもたらすことが見込まれる基礎的・基盤的な技術は、いずれの貢献目標にも資することが期待されることから、以下の技術を重点課題として研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

① 多言語コミュニケーション技術

「グローバルコミュニケーション計画 2025」(令和 2 年 3 月 31 日総務省) に基づき、文脈や話者の意図、周囲の状況等の多様な情報源も活用した、ビジネスや国際会議等の場面においても利用可能な実用レベルの自動同時通訳を実現する技術の研究開発を実施する。政府の外国人材受入れ・共生政策や観光戦略等を踏まえた重点対応言語の充実・拡大、2025 年大阪・関西万博も見据えた新たな社会ニーズや多様なユーザインターフェースに対応した同時通訳システムの社会実装の推進等にも取り組む。

② 社会知コミュニケーション技術

ユーザの背景や文脈に合わせた音声対話の実現に向け、インターネット等に蓄積された情報を高度な深層学習技術等により取得・融合し、ユーザの興味に合わせて組み合わせや類推等で仮説推論も行う技術の研究開発を実施するものとする。さらに、我が国における大規模言語モデルの開発力強化及びリスク対応力強化に向け、大量・高品質で安全性の高い日本語を中心とする学習用言語データを整備・拡充し、我が国の大規模言語モデル開発者等にアクセスを提供するとともに、大規模言語モデルに起因する様々なリスクに対応するための技術の研究開発を実施するものとする。

③ スマートデータ利活用基盤技術

多様なセンシングデータを相互連携することで予測や分析の目的に適合した情報を生成するデータ利活用技術の研究開発を通じて、最適化された行動やリスクを避けた健康的な生活様式を支援する等スマートサービス開発 ICT 基盤の実現を目指すものとする。

(5) フロンティアサイエンス分野

我が国において、これまでにない価値の創造や社会システムの変革等をもたらす新たなイノベーション力を強化するためには、「未来を拓く」能力として、イノベーション創出に向けた先端的・基礎的な技術が不可欠であり、Beyond 5G を支える基盤技術として期待されることから、【重要度：高】として、以下の研究開発等に取り組むとともに研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

① 先端 ICT 基盤技術

新たなサイバーフィジカルシステムの創出や省エネルギー・低環境負荷社会の実現に資することを旨とし、テラヘルツ帯無線通信の実用化に向けたデバイスや極限環境通信デバイスなど、先端的なデバイスとその集積技術に関する研究開発を行うものとする。また、量子鍵配送ネットワークの安全性向上及び高度化や量子インターネットの実現に資する基盤技術の研究開発を行うものとする。

② フロンティア ICT 技術

通信・センシング技術等における周波数限界の拡大や超高速化、超高感度化及び処理能力向上並びに省エネルギー・低環境負荷社会の実現に資することを旨とし、ナノ機能集積、超伝導及び深紫外光といった分野において、新奇技術による先駆的な ICT デバイス機能の実現に向けた研究開発を行うものとする。

③ バイオインクルーシブ ICT 基盤技術

生物と ICT をシームレスに繋ぐことにより、人や生物の活動状態やそれらを取り巻く環境を把握できるようにすること等を旨とし、生物と ICT を繋ぐインターフェース技術等に関わる研究開発を行うとともに、生体情報処理モデルの構築に向けた研究開発を行うものとする。また、新奇素材を活用したロボットシステム等の実現に向けた基盤技術の研究開発を行うものとする。

④ 脳情報通信基盤技術

人間の脳機能の理解を深め、人に寄り添うことができる脳情報通信技術の実現を目指し、多様な感覚情報等によって変化する人の活動や心的状態に関する脳活動等の計測技術の高度化と、計測等から得られる脳機能データ等を包括的に解析できる基盤モデルの構築に向けた研究開発を行うものとする。また、その成果を ICT に活用して、人間の Well-being の向上を支援する技術の研究開発を行い、普及を図るものとする。

3. イノベーションの基盤となる研究開発課題

NICT 内外の連携等を通じて情報通信技術そのものの高度化に資する我が国のイノベーションの基盤となる技術について、【重要度：高】として、中長期的な視点

① フロンティア ICT 基盤技術

周波数限界の拡大や高速化、高感度特性の実現、処理能力の高度化等、通信技術・センシング技術の飛躍的な発展に資する革新的 ICT システムの創出を目指し、集積型超伝導回路技術やナノハイブリッド基盤技術、超高周波基盤技術等の研究開発を実施するものとする。さらに、人間や環境への親和性の高い生物模倣工学的手法等による情報処理・通信システムの創出を目指した研究開発を実施するものとする。

② 先端 ICT デバイス基盤技術

宇宙環境等極限環境における高度な ICT システムへの産業応用等を見据え、酸化物半導体デバイス基盤技術のさらなる高性能化・高効率化を目指す。また、光通信資源の飛躍的拡大を目指し、深紫外光源技術の高度化を含む深紫外光 ICT デバイス基盤技術の研究開発を実施するものとする。

③ 量子情報通信基盤技術

衛星・地上等の量子暗号網を統合したグローバルな量子セキュアネットワークの将来的な実現を目指し、あらゆる計算機で解読不可能な安全性を実現する量子暗号をはじめとする量子セキュアネットワーク技術に係る研究開発を実施するとともに、社会実装を想定したシステム化を図る。あわせて、量子計測標準、光量子制御、量子誤り訂正を含む高度な量子制御技術の研究開発を推進し、より汎用的な量子ノード技術の実現を目指すものとする。

④ 脳情報通信技術

究極のコミュニケーションの実現を目指し、脳情報取得・解析技術の高度化等を通じて、人間の脳機能の理解を深めることで、脳情報通信の基盤的研究開発を実施する。また、その成果を活用して先進的 ICT や人間機能の再建・拡張等を支援する技術に係る研究開発を実施し普及を目指すものとする。

から研究開発等に取り組むものとする。

① レジリエント ICT 基盤技術

災害や障害等の様々な事象が情報通信ネットワークに与える影響を抑制し、迅速に正常化することを目指した、障害抑制技術の研究開発を行うものとする。また、災害を迅速かつ正確に検知・通報するための広域・高感度センサーと、センサーデータの収集・処理技術及び解析・通知技術等の研究開発を行うものとする。

② Beyond 5G アーキテクチャ構成技術

Beyond 5G を支え、フィジカル空間とサイバー空間の高度な融合を実現する情報通信プラットフォームの構築を目指し、産業分野を超えたシステム間連携を可能とするアーキテクチャ構成技術の研究開発とともに、超高周波 IoT 技術を核として物理空間とサイバー空間とを高度に連携させたシステム・サービスの実証的研究開発を行うものとする。また、NICT がイノベーションハブとなり、国内外の多様な主体と連携して、Beyond 5G のユースケース創出に向けた実証・評価に取り組むものとする。

③ テラヘルツ波 ICT プラットフォーム技術

超高速・大容量無線通信が可能なテラヘルツ帯の電波利用の促進に寄与するため、テラヘルツ波領域の無線伝送技術及びテラヘルツ波の評価基盤技術の研究開発を行うものとする。

④ グローバル量子セキュアネットワーク技術

現代暗号の危殆化が懸念されている量子コンピュータ時代において、盗聴を確実に検知可能で、あらゆる計算機でも解読不可能な、極めて安全性の高い通信及びデータ保管基盤の提供を目指し、量子鍵配送ネットワーク技術及び超長期データ分散保管やデータの安全な二次利用を可能とする量子セキュアクラウド技術等の研究開発を行うものとする。さらに、グローバル規模での展開を目指し、古典ネットワーク符号化技術との融合や、衛星等を介した長距離量子鍵配送技術の高度化を実現するものとする。

⑤ Beyond 5G 時代のテストベッド構築技術

Beyond 5G の社会実装に向け、Beyond 5G 時代の通信システム及びその応用サ

ービスの開発・検証が可能なテストベッドを構築するために必要となる技術の研究開発を行うものとする。具体的には、効率的な検証やサービス開発を可能とするため、サイバー空間上で現実空間を仮想的に再現する技術や、通信と計算処理が統合された基盤システムなどの研究開発に取り組むものとする。また、これらの研究開発に当たっては、NICT 内外の多様な技術とのインターワークによって、テストベッドの機能拡張が可能となるよう考慮するものとする。

⑥ 先端 ICT デバイス開発基盤技術

オープンイノベーション拠点として、異なる材料系・異なる素子仕様に対応したデバイス加工や計測などを可能とするデバイスラボの安全かつ効率的な運用を通じて、デバイス加工や計測などに関する高度な技術ノウハウを創出・蓄積し、そのノウハウをデバイスラボの機能強化に生かしていくことで、先端 ICT デバイスに係る研究開発の高度化・効率化に寄与するものとする。

4. 社会実装機能・外部連携機能等

NICT の研究開発成果を民間企業や大学等に橋渡しするための「社会実装機能」及び NICT が有する施設・設備や蓄積された知見等を活用して民間企業等のイノベーションを促進するための「外部連携機能」の充実・強化を図るものとする。

その際には、上記 I. 1. で示した 2030 年代に目指すべき社会像の実現に資するよう、グローバルな視座から関連技術や人材育成・活用等のトレンドを把握・分析することで、イノベーション創出の方向性を明らかにするとともに、その実現に向けた実践的な行動計画を設計するものとする。また、産学官をはじめとしたすべての人々の「知」の結節点となるよう、過去から現在に至る研究開発の動向や社会的受容性等に関する知見の集積・共有を図るものとする。

2. 分野横断的な研究開発その他の業務

NICT の研究開発成果を最大化するとともに、我が国発の技術の社会実装・海外展開を促進するため、1. の「重点研究開発分野の研究開発等」の業務と連携し、企業・大学等との共同研究、委託研究、研究開発成果の標準化、国際展開、民間企業等の進める戦略的な研究開発の支援、ベンチャー創出等に積極的に取り組み、研究開発成果の普及や社会実装に向けた取組を実施する。特に、Beyond 5G、AI（データ利活用、脳情報通信）、量子情報通信、サイバーセキュリティの 4 領域については、我が国における推進体制の強化や拠点形成等も含め、産学官一体となり、横断的かつ戦略的な取組を強力に推進していく。

これらの取組を NICT 内で組織横断的かつ戦略的に推進し、NICT の研究開発による直接的な成果の創出に加えて、我が国の ICT 産業の活性化及び国際競争力確保にも念頭に置いた戦略的・総合的な取組も推進するとともに、社会課題・地域課題解決や社会システム変革、新たな価値創造等に資するイノベーション創出及び SDGs の達成への貢献を目指すものとする。

(1) 我が国発の技術の社会実装を促進するためのイノベーションハブ機能の強化

我が国発の技術の社会実装を促進するため、NICT のイノベーションハブ機能を強化するものとする。なお、本事項は今中長期目標期間における NICT の役割（ミッション）に大きく寄与するものであるため、【重要度：高】とする。

① 協創イノベーションテストベッドの整備

戦略領域でもある Beyond 5G の社会実装を加速させるため、企業等の実ニーズを踏まえ、ネットワーク（下位レイヤー）だけではなくサービス（上位レイヤー）までを含む Beyond 5G 時代の通信システムアーキテクチャを総合的に検証できるテストベッドを整備するものとする。その際、NICT が検証環境の全てを用意・運用するのではなく、大学・企業等外部機関との連携を推進し、柔軟かつ拡張性の高い検証環境を志向する。

さらに、テストベッドを活用した研究開発の成果を次のテストベッドへと取り込んでいくことで、テストベッド自体の高度化も図っていく。

② NICT が有する施設・設備・データ等のより一層の有効活用

NICT が有するテストベッドをはじめとした施設・設備・データ等について、外部機関の利用ニーズ等を調査・分析し、機能や提供方法等の見直しを行いつつ、積極的に提供することで、我が国企業のイノベーションを促進するものとする。その際には、有償提供について検討するとともに、費用対効果等を勘案し、必要に応じて整理・重点化することも検討する。

③ GPAI 東京専門家支援センターの運営

「AI に関するグローバル・パートナーシップ(GPAI)」の枠組の下、AI に関する国際プロジェクトを企画・推進するものとする。また、その活動成果については、広島 AI プロセス等の AI に係る国際ルール形成の枠組みの持続的な発展・拡大に資するよう、NICT が強みを有する AI 関連技術に係る知見等とともに、GPAI 等の国際的な議論の場に積極的にインプットするものとする。さらに、それら活動成果等の社会実装・還元を図るため、国内外の研究機関、大学及び産業界等による AI に関わる国際的なコミュニティ基盤を形成・支援するものとする。

(3) 戦略的・機動的な研究開発ハブの形成によるオープンイノベーションの創出

重点研究開発分野における我が国の国際競争力を確保・強化する観点から、基礎研究から成果普及まで一貫通貫で取り組むための国際的に魅力ある研究開発ハブを戦略的・機動的に形成する。

特に、Beyond 5G の実現に向け、新たな技術の進展が想定されることを踏まえ、ネットワークキャリア、ベンダ、研究機関、ユーザの力を集結する研究開発・技術実証・社会実装のオープンイノベーション拠点として、運用、利用及び改善を通じて実証環境が循環進化するテストベッドを構築し、民間企業、大学等の利用拡大に努める。

(2) 研究資金配分機関としての機能の強化

Beyond 5Gに係る我が国発の技術確立し、その社会実装や海外展開を促進するため、総務省が策定する基金運用方針等に基づき、情報通信研究開発基金を活用して、効率的かつ効果的に研究開発等の支援を行うものとする。なお、本事項は今中長期目標期間におけるNICTの役割（ミッション）に大きく寄与するものであるため、【重要度：高】とする。

その際には、NICTが社会実装・海外展開を目指した戦略的投資を推進するプロモーターとなり、目利き人材の確保・活用とともに、NICTの自主研究で培った成果・知見・ノウハウとの連携を含め、研究者や企業等との対話を通じて、市場や技術の動向、社会ニーズを踏まえた課題・テーマ設定を行うことで、長期的ビジョンの下で企業等と連携して、社会実装に向けた研究開発を推進する。なお、基金の執行に当たっては、基金のガバナンスの仕組みと体制を必要に応じて見直しながら、将来の見通しを立てつつ計画的に執行管理に取り組むものとする。

また、他の国立研究開発法人等とも連携しつつ、ICTに関する基礎研究等の優れた成果を社会実装・海外展開を目指した研究開発の支援を目的とする情報通信研究開発基金へと円滑に繋げるなど、Beyond 5Gに関する研究開発成果が我が国全体として最大化され、社会実装・海外展開に向けた取組が加速されるよう取り組む。

加えて、海外展開を見据えた国際共同研究プロジェクトの一層の充実を図ることとし、その際には、連携先相手国の科学技術政策等の動向を多角的に理解し、相手国との信頼関係を醸成するほか、政府間連携の状況や地政学的な状況を十分に踏まえるものとする。

(1) Beyond 5G の推進

我が国として目指すべきBeyond 5Gを実現し、Beyond 5Gにおける我が国の国際競争力強化等を図るためには、その優れた機能の中核となる先端的な要素技術の確立やその社会実装・海外展開に向けた研究開発や知財・標準化を強力に推進する必要があるため、【重要度：高】とする。本中長期目標期間を集中的な取組期間として、NICT自ら先端的な研究開発を実施するとともに、民間企業等の研究開発の支援やこれを通じた成果の知財・標準化、さらには社会実装・海外展開を促進するため、総務省が策定する基金運用方針等に基づき、公募型研究開発プログラムを実施する。

<公募型研究開発プログラム>

- ① 革新的情報通信技術研究開発推進基金等（Beyond 5G 研究開発促進事業）（令和2年度第三次補正予算から令和4年度当初予算まで）

革新的情報通信技術研究開発推進基金等を活用し、効率的かつ効果的に研究開発を実施するため、官民の英知を結集した研究開発体制を構築する。

具体的には、Beyond 5Gの機能を実現するために中核となる技術分野を対象とした研究開発、協調可能な技術分野において国際的な戦略的パートナーと連携する研究開発、多様なプレイヤーによる技術シーズを創出する研究開発等を実施する中で、研究開発の実施者と緊密に連携し、各研究開発課題の進捗管理を行う。

また、外部の幅広い知見を活用するため、外部有識者で構成する評価委員会を設置し、採択時及び終了時の評価とともに、ステージゲート評価を実施することにより、成果目標の達成見通しを常に把握した上で、予算の必要性や研究実施体制の妥当性を精査し、必要に応じて研究開発の加速、縮小、実施体制の変更を行うなど、効率的かつ効果的な研究開発マネジメントを実施する。（なお、革新的情報通信技術研究開発推進基金を充てる研究開発案件については、令和3年度末までに開始する案件に限ることとする。）。

さらに、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務の成果について、Beyond5Gに関する国際的動向や関連技術の進展に寄与する程度を踏まえて評価を行った上で、当該評価に関する報告書を作成、総務大臣に提出し、その概要を

(3) NICTにおける研究開発成果の社会実装推進体制の強化

NICTにおける研究開発成果の社会実装を促進するため、社会実装推進体制を強化するものとする。なお、本事項は今中長期目標期間におけるNICTの役割（ミッション）に大きく寄与するものであるため、【重要度：高】とする。

① NICTの技術シーズと外部のニーズの橋渡し機能の強化

研究開発成果の社会実装に当たっては、市場のニーズを的確に汲み取り、保有する技術シーズとの橋渡しを円滑に実施するための体制が不可欠である。このため、マーケティングや製品化・事業化支援、知的財産の管理・活用などについ

公表する。

② 情報通信研究開発基金（令和4年度第二次補正予算以降）

上記①による研究開発の優れた成果を引き継ぎつつ、社会実装・海外展開を目指し、情報通信研究開発基金を活用して効率的かつ効果的に研究開発等の支援・実施を行う。

具体的には、Beyond 5G 中間答申を踏まえ、我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した戦略的な研究開発及びその成果に係る国際標準化活動、長期的視点で取り組むべき技術シーズの創出や共通基盤技術の研究開発、電波の有効利用に資する技術の研究開発等について支援・実施するとともに、研究開発の実施者と緊密に連携し、各研究開発課題の進捗管理を適切に行う。

また、外部の有識者で構成する評価委員会を設置し、採択時及び終了時の評価とともに、ステージゲート評価等を実施することにより、成果目標の達成見通しを常に把握した上で、予算の必要性や研究実施体制の妥当性を精査し、必要に応じて研究開発の加速、縮小、実施体制の変更を求めるなど、効率的かつ効果的な研究開発マネジメントを実施する。

さらに、研究開発の支援を通じて、研究開発の実施者間の調整・連携を促進するとともに、当該研究開発の実施者に対し、オープン&クローズ戦略を含めた戦略的な知財・標準化や社会実装・海外展開を促進するなど、当該研究開発成果の最大化に向けた取組を総務省と連携して積極的に進める。

(2) オープンイノベーション創出に向けた産学官連携等の強化

外部の多様なプレイヤーと連携しながら、速やかに社会に還元するよう、組織対組織の連携、研究開発成果の技術移転、NICTの技術シーズを活用したベンチャー創出等の様々なオープンイノベーションの取組を戦略的・積極的に推進し、研究開発成果の社会実装を目指す。

① 社会実装の推進体制の構築

戦略的な社会実装を推進するための総合調整機能の強化に取り組み、NICT内で組織横断的に外部との連携方策等を検討・実施するほか、様々なフェーズにあ

て、成果活用等支援法人といった体制も含め最適な体制の在り方を検討し、NICTの技術シーズと外部機関のニーズの橋渡しを担う体制を整備するものとする。

② 外部機関との連携の推進

研究開発を推進するに当たっては、成果の社会実装を見据えて、大学、企業、公的研究機関及び地方公共団体等の外部機関と初期段階から連携し、市場のニーズを的確に汲み取るとともに、適時適切な技術移転や連携の場の形成に取り組むことで、早期の社会実装及び地域課題解決に結びつけるものとする。また、NICTの研究開発成果に係る特許やプログラムを有効活用するための方策を講じ、その社会実装を促進するものとする。

特に社会実装まで相応の期間を有する基礎研究については、基礎研究、応用研究、社会実装と段階を踏んで社会実装に繋げる従来型のリニアモデルだけではなく、初期段階から外部と連携して研究開発を進めることにより、部分的な社会実装の早期実現を図る。

なお、外部への研究開発の委託については、NICTが自ら行う研究開発と一体的に行うことでより効率化が図られる場合にのみ実施するものとする。

③ NICTの研究開発成果を活用するスタートアップの支援

「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）に基づく「成果活用型出資制度」を活用し、関連する他の取組との連携も含め、効果的なリスクマネーの供給を図るものとする。

また、NICTにおける研究開発成果の社会実装の担い手を増やす観点から、研究者が起業しやすい環境の整備に取り組むものとする。

る研究開発成果の社会実装を推進するため、プロジェクト企画から成果展開までを支える人材の登用・育成を行いつつ、機動的・弾力的な組織編成を可能とする体制を構築する。また、総務省等と密接に連携し、最新の技術動向等の調査・分析・評価に取り組み、適時適切に研究開発へ反映させる。

② 社会課題・地域課題解決に向けた産学官連携等の強化

研究成果の社会実装を推進するため、企業、大学、公的研究機関、地方自治体等様々なステークホルダーの垣根を超えた共同研究開発等の実現に取り組むことで、それぞれが持つポテンシャルを相乗的に発揮し、各ステークホルダーがメリットを享受できるようにする。また、国内外の研究者等の人材交流等を活性化することにより産学官連携の強化に貢献する。

ニューノーマルなど新たな社会課題・地域課題解決に向けたプロジェクトの推進にあたり、外部へ研究開発成果の積極的な情報発信を行う。

③ NICTの技術シーズを活用したベンチャーの創出・育成

自らの技術シーズを活用したベンチャーの創出・育成にあたって、様々なフェーズにおける支援を行う。

また、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）に基づき、NICTの研究開発成果を活用するベンチャーへの出資等を行う体制を構築し、適切に対応する。

(4) 知的財産の積極的な取得と活用

研究開発成果を広く社会に還元しイノベーションを創出するため、優れた成果を知的財産として積極的に取得し、有効に活用するための方策を講じるものとする。

国の政策や技術動向を適切に踏まえ、重点的に推進すべき課題についてはその推進体制を整備し、知的財産の取得・維持を図るものとする。

特に、Beyond 5Gの知財・標準化活動を強力に推進し、NICT内の技術シーズと標準化や知財に関する知識・ノウハウを結集するため、Beyond 5Gの知財・標準化を検討する体制を整備し、外部専門家の雇用を含む人材の確保、NICT内外とのノウハウの共有、知財取得支援等に集中して取り組む。

(4) 戦略的な標準化活動の推進

国際標準化は我が国の国際競争力の観点から重要な取組であるとの認識の下、NICTにおける戦略的かつ重点的な標準化のための計画を策定し、研究開発成果の社会実装に必要な国際標準化活動を強力に推進するものとする。このため、必要な専門人材の獲得に努め、その推進体制を整備する。併せて、国際標準化活動と研究開発の連携を図るため、国際標準化活動の動向を踏まえ、研究開発に取り組む。

また、NICTが有する知的財産や国際標準化に係る知見・経験・人材等のリソースを有効活用し、産学官連携の結節点として、民間企業に対する国際標準化活動に関する支援のほか、情報通信分野の国際標準化活動を担う人材育成の支援にも積極的に取り組むなど、国際標準化が本格化していく Beyond 5G 関連技術をはじめとして、我が国の標準化活動を後押しするものとする。

(5) 積極的かつ戦略的な国際連携の推進

NICTが有する研究開発成果、研究人材及び研究ネットワーク等を最大限活用し、海外関係機関とのパートナーシップの強化など積極的かつ戦略的な国際連携を推進することにより、NICTにおける先進的な研究開発や研究開発成果の海外展開を促進するとともに、国際的な社会課題解決に寄与するものとする。

(6) 国土強靱化に向けた取組の推進

激甚化する自然災害に対応した強靱な社会インフラの構築に貢献するため、NICTにおける研究開発成果の普及や社会実装に継続的に取り組むものとする。

その際には、地方公共団体、防災関連機関及び大学等の研究機関をはじめ、様々な関係者との連携を通じて、効果的な社会実装に繋げるものとする。

また、知的財産の活用による成果展開や社会実装に貢献するための人材の獲得・育成に努める。

(5) 戦略的な標準化活動の推進

産学官連携や国際展開に係る組織との連携を実施するとともに標準化関連団体や産業界とも密接に連携し、NICTの研究開発成果の最大化を目指すものとする。

戦略的かつ重点的な標準化活動を実現するため、NICTの標準化に係る計画を策定・実施する。

(6) 研究開発成果の国際展開の強化

世界の社会課題解決及び我が国の国際競争力の維持を実現するため、積極的な国際連携を通じて、NICTの優れた研究開発成果の国際展開に取り組む。

NICTが持つ研究開発成果や研究人材、人的ネットワークを基盤に、国際的な共同研究や人材交流、研究ネットワーク形成等の国際連携を積極的に推進することにより、NICTの研究開発成果をグローバルに最大化するよう取り組む。

(7) 国土強靱化に向けた取組の推進

自然災害、未知の感染症等による被害から国民の生命・財産を守るため、NICTの耐災害 ICT 等に係る研究開発成果の普及や社会実装について、継続的に取り組むものとする。

さらに、研究開発成果の最大化のため、仙台の拠点を中心とし、地方公共団体を含めた産学官の幅広いネットワーク形成や情報の収集・蓄積・交換、共同研究、標準化、社会実装、研究成果・技術移転事例の蓄積等を推進するものとする。加えて、

(7) ICT 人材育成の強化

我が国の国際競争力の強化のため、国として戦略的に取り組むべき ICT 研究開発分野において、NICT の研究成果等を活用した人材育成プログラムを若手技術者、教育指導者等へ提供し、新たな分野を切り拓くことのできる専門性の高い人材育成に取り組むものとする。

また、産学官連携による共同研究等を通じた専門人材の強化、連携大学院協定等による NICT の職員の大学院・大学での研究・教育活動への従事、国内外の研究者や学生の受け入れ等を推進し、一層深刻化する ICT 人材不足の解消にも貢献するものとする。

(8) 研究支援業務・事業振興業務等

ICT の活用を促進し、我が国の社会課題解決等を図るため、情報通信分野の研究支援及び事業振興等に取り組むものとする。

① 地域発 ICT スタートアップ等の支援

官民一体となって地域からスタートアップを産み育てるエコシステムを創出するため、ベンチャー・キャピタリストや起業家等の ICT メンターの協力を得るとともに、各地域とも連携の上、有望な起業家・起業家の卵の発掘（発掘フェーズ）から、ビジネスプランのブラッシュアップ（育成フェーズ）、ビジネスプランの披露（事業化支援・拡大フェーズ）までを一気通貫で支援する「全国アクセラレータ・プログラム」を推進するものとする。また、プログラムを運用する中で明らかになった課題を踏まえ、随時取組の改善を図るものとする。

防災組織や大学研究機関等多様な主体との産学官連携、災害時を想定した ICT システムの具体的な標準モデルやガイドラインの策定等を通じて社会実装を促進するものとする。

(8) 戦略的 ICT 人材育成

我が国の国際競争力の強化のため、国として戦略的に取り組むべき ICT 研究開発分野において、NICT の研究成果等を活用した人材育成プログラムを若手技術者、教育指導者等へ提供し、新たな分野を切り拓くことのできる専門性の高い人材育成に取り組む。

また、産学官連携による共同研究等を通じた専門人材の強化、連携大学院協定等による NICT の職員の大学院・大学での研究・教育活動への従事、国内外の研究者や学生の受け入れ等を推進し、一層深刻化する ICT 人材の育成にも貢献するものとする。

(9) 研究支援業務・事業振興業務等

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等の政府決定を踏まえ、国の政策目的達成のために必要なものに限定しつつ、引き続き効率的かつ効果的に実施していくものとする。また、各業務における支援対象の選定に当たっては、第三者委員会の設置等適切な方法により評価を行い、透明性の確保に努めるものとする。

② 情報通信ベンチャー企業の事業化等の支援

次世代の情報通信サービスのシーズを生み出す情報通信ベンチャー企業の事業化、IoT サービスの創出・展開、身体障害者向けの情報通信サービスの普及に対する以下の支援等を行うものとする。

なお、これらの業務の実施に当たっては、情報提供の充実や標準処理期間の明示等により利用者に利便性の高い業務となるよう努めるとともに、政策目標に関連した具体的かつ定量的な目標の達成度に応じて、事業の見直しを行いつつ、着実に進めるものとする。

ア 次世代のより豊かで多様な情報通信サービスを実現するため、独創的な技

術のシーズを有し、かつ、資金調達が困難な全国各地の情報通信ベンチャー企業や将来の起業を目指す学生等に対し、自治体や地域においてベンチャーを支援する団体等との連携を通じて、情報提供及び交流の機会提供等の支援を行うものとする。

さらに、NICTの研究開発成果の社会実装やNICTが有する知的財産権の社会還元を目指す観点から、自治体や地域においてベンチャーを支援する団体等との連携の枠組みを有効に活用するものとする。

情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流事業については、実施の結果、ベンチャーの創業や事業拡大にどの程度の貢献があったかといった成果に関する客観的かつ定量的な指標により成果を把握するものとする。

イ 信用基金の運用益によって実施している通信・放送新規事業に対する債務保証業務及び地域通信・放送開発事業に対する利子補給業務については、新規案件の採択は行わないものとし、当該利子補給業務については、既往案件の利子補給期間終了の令和3年度まで着実に実施するものとする。

令和4年3月31日に終了する新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業に対する債務保証業務及び助成金交付業務については、これらの事業が着実に成果を上げ、IoTサービスの創出・展開につながるものとなるよう努めるものとする。

なお、信用基金及び信用基金の運用益の残余財産については、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）附則第3条第4項の規定に基づき、国庫納付し、同基金を清算するものとする。

ウ 誰もが等しく通信・放送役務を利用できる情報バリアフリー環境の実現を図るため、次の事業を実施するものとする。

（ア）身体障害者向け放送の充実を図るため、国庫補助金を原資として、字幕番組・解説番組等を制作する者等に対する助成を実施するものとする。

（イ）身体障害者向けの通信・放送役務の利用利便の増進を図るため、国庫補助金を原資として、身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発を行う者に対する助成等を実施するものとする。

② 情報バリアフリー環境整備への支援

身体障害者を含む全ての人が情報通信を円滑に利用できる情報バリアフリー環境の実現を図るため、次の業務を行うものとする。

ア 身体障害者向け放送の充実に貢献するため、国庫補助金を原資として、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作等の事業に対する助成を行う。

イ 通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便増進に貢献するため、国庫補助金を原資として、身体障害者向け通信・放送役務の提供等の事業に対する

助成を行う。

ウ 情報バリアフリー関連情報の利用を推進するため、国庫補助金を原資として、関連情報の収集や調査等を行い、ウェブサイトにおいて、その成果等について情報発信を行う。

③ 海外研究者の招へい等の支援

高度通信・放送研究開発を促進し、我が国の情報通信技術の研究レベルの向上を図るため、「海外研究者の招へい」及び「国際研究集会の開催支援」を行うものとする。今中長期目標期間では、「海外研究者の招へい」及び「国際研究集会の開催支援」について、前期（令和3年度から令和7年度まで）と同程度の実績を目指すものとする。さらに「海外研究者の招へい」においては、招へいごとに、共著論文、研究発表、共同研究成果のとりまとめ、共同研究の締結等の研究交流の成果が得られるものとする。

また、民間の研究機関における通信・放送基盤技術に関する研究レベルの向上を図るため、民間の公益信託からの助成を受けて、海外から優秀な研究者を招へいする「国際研究協力ジャパントラスト事業」を着実に実施する。実施にあたっては、「海外研究者の招へい」との運用面での一体的実施を図るものとする。

④ その他の業務

電波利用料財源による業務、型式検定に係る試験事務、情報収集衛星に関する開発等について国から受託した場合や、国との協定等に基づく取組については、適切に実施するものとする。

5. NICT 法第 14 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの業務

NICT 法第 14 条第 1 項第 3 号に基づき、社会経済活動の秩序維持のために不可欠な尺度となる周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報する業務を行う。

また、NICT 法第 14 条第 1 項第 4 号に基づき、短波帯通信の途絶や衛星測位の誤差増大等の影響を生じさせる太陽活動や地磁気及び電離圏の乱れ、宇宙放射線の

① 海外研究者の招へい等の支援

高度通信・放送研究開発を促進し、我が国の情報通信技術の研究レベルの向上を図るため、「海外研究者の招へい」及び「国際研究集会の開催支援」を行うものとする。ウィズコロナ・ポストコロナ時代において、オンラインでの国際的な研究交流が拡大していく状況を踏まえ、今中長期目標期間では、「海外研究者の招へい」及び「国際研究集会の開催支援」について、前期（平成 28 年度から令和 2 年度まで）と同程度の実績を目指すものとする。さらに「海外研究者の招へい」においては、招へいごとに、共著論文、研究発表、共同研究成果のとりまとめ、共同研究の締結等の研究交流の成果が得られるものとする。

また、民間の研究機関における通信・放送基盤技術に関する研究レベルの向上を図るため、民間の公益信託の運用益等を原資として、海外から優秀な研究者を招へいする「国際研究協力ジャパントラスト事業」を着実に実施する。実施にあたっては、「海外研究者の招へい」との運用面での一体的実施を図るものとする。

③ その他の業務

電波利用料財源による業務、型式検定に係る試験事務、情報収集衛星に関する開発等について、国から受託した場合には、適切に実施するものとする。

3. NICT 法第 14 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの業務

NICT 法第 14 条第 1 項第 3 号に基づき、社会経済活動の秩序維持のために不可欠な尺度となる周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報する業務を行う。

また、NICT 法第 14 条第 1 項第 4 号に基づき、短波帯通信の途絶や衛星測位の誤差増大等の影響を生じさせる太陽活動や地磁気及び電離圏の乱れ、宇宙放射線の

変動に関する観測や予報・警報を行う。

さらに、NICT 法第 14 条第 1 項第 5 号に基づき、社会経済活動に不可欠な無線設備の性能に関する試験や測定結果の正確さを保つための較正を行う。

これらの業務は、社会経済活動を根底から支えている重要な業務であり、継続的かつ安定的に実施するものとする。本業務は、「2. 重点的に推進すべき基礎的・基盤的研究開発等」における研究開発課題の一定の事業等のまとまりに含まれるものとし、評価については、別紙 3 に掲げる評価軸及び指標を用いて、研究開発課題と併せて実施する。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

1. 機動的・弾力的な資源配分

NICT の役員は、研究開発の最大限の成果を確保することを目的とした国立研究開発法人制度の趣旨を踏まえ、社会情勢の変化や技術の進展のスピードに的確に対応し、適時・適切な橋渡しを含め、研究開発に係る機動的かつ弾力的な資源配分の決定を行うものとする。その際には、NICT 内部で資源獲得に対する競争的な環境を醸成し、研究開発成果（研究開発成果の普及や社会実装を目指した取組実績を含む。）に対する客観的な評価に基づき、適切な資源配分を行うものとする。なお、資源配分の決定に際しては、NICT が定常的に行うべき業務や長期的に維持すべき研究開発体制（若手研究者の育成を含む。）に対して十分に配慮するものとする。

加えて、客観的な評価に当たっては、外部の専門家・有識者を活用する等適切な体制を構築するとともに、評価結果をその後の事業改善にフィードバックする等、PDCA サイクルを強化するものとする。

2. 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日、総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性も踏まえながら、PDCA サイク

変動に関する観測や予報・警報を行う。

さらに、NICT 法第 14 条第 1 項第 5 号に基づき、社会経済活動に不可欠な無線設備の性能に関する試験や測定結果の正確さを保つための較正を行う。

これらの業務は、社会経済活動を根底から支えている重要な業務であり、継続的かつ安定的に実施するものとする。本業務は、「1. 重点研究開発分野の研究開発等」における研究開発課題の一定の事業等のまとまりに含まれるものとし、評価については、別紙 3 に掲げる評価軸及び指標を用いて、研究開発課題と併せて実施する。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

1. 機動的・弾力的な資源配分

NICT の役員は、研究開発の最大限の成果を確保することを目的とした国立研究開発法人制度の趣旨を踏まえ、研究開発に係る機動的かつ弾力的な資源配分の決定を行うものとする。そのため、NICT 内部で資源獲得に対する競争的な環境を醸成し、研究開発成果（研究開発成果の普及や社会実装を目指した取組実績を含む。）に対する客観的な評価に基づき、適切な資源配分を行うものとする。

また、外部への研究開発の委託については、NICT が自ら行う研究開発と一体的に行うことでより効率化が図られる場合にのみ実施することとし、委託の対象課題の一層の重点化を図ることで機構全体の資源配分の最適化を図るものとする。

なお、資源配分の決定に際しては、NICT が定常的に行うべき業務や長期的に維持すべき研究開発体制（若手研究者の育成を含む。）に対しては十分に配慮するものとする。

加えて、客観的な評価に当たっては、外部の専門家・有識者を活用する等適切な体制を構築するとともに、評価結果をその後の事業改善にフィードバックする等、PDCA サイクルを強化するものとする。

2. 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日、総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、マネジメントサイク

ルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むものとする。

3. DX を通じた業務変革と働きやすさの向上

DX を通じて、業務の電子化・自動化等による事務作業の軽減を図ることに加え、経営資源が見える化し、データに基づく意思決定を促進することにより、業務運営の効率化・合理化を進めるものとする。これにより、職員一人ひとりが創造的かつ価値ある業務に集中できる環境を整備し、柔軟で働きやすい職場とすることで、組織全体の生産性を高め、働きがいと意欲の向上を目指すものとする。

また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日、デジタル大臣決定）を踏まえ、PMO（Portfolio Management Office）は、情報システムの現状と将来計画が見える化し、情報システムの適切な整備及び管理を行うものとする。

4. 業務の効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費及び義務的経費等の特殊経費を除く。）及び事業費（人件費及び義務的経費等の特殊経費を除く。）の合計について、毎年度平均で前年度比1.1%以上の効率化を達成するものとする。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。その際、給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、検証を行った上で、適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

5. 組織体制の見直し

今中長期の役割（ミッション）に基づき、研究開発の成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営の一層の確保を図るため、NICT の本部・各拠点における研究等の組織体制の不断の見直しを図るものとする。その際には、研究開発の推進スキーム、雇用形態を含む人員・推進体制の柔軟な設定及び研究者の育成・確保

ル（PDCA サイクル）により、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むものとする。

3. テレワーク等による働き方改革及び業務の電子化の促進

ウィズコロナ・ポストコロナ時代においてもテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤等を積極的に活用し、コミュニケーションの活性化、業務の効率化、働き方改革に努めるとともに、電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図る。

また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日、デジタル大臣決定）を踏まえ、PMO（Portfolio Management Office）の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

4. 業務の効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費及び事業費の合計について、毎年度平均で1.1%以上の効率化を達成するものとする。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。その際、給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、検証を行った上で、適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

5. 組織体制の見直し

研究開発の成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営の一層の確保を図るため、NICT の本部・各拠点における研究等の組織体制の不断の見直しを図るものとする。特に、重点研究開発課題の研究成果の最大化が図れるよう、研究開発の推進スキーム、推進体制の柔軟な設定、及び研究者の育成・確保について見直

に留意するものとする。また、研究開発成果を最大化するための機能に係る組織の役割及びマネジメント体制を明確化することで効率的・効果的な組織運営を実現するものとする。

V. 財務内容の改善に関する事項

1. 一般勘定

運営費交付金を充当して行う事業については、「IV 業務運営の効率化に関する事項」で示した事項について配慮し、特許料収入等の自己収入及び競争的資金等の外部資金の適正な収入を見込んだ上で、中長期計画の予算及び収支計画を作成し、当該予算及び収支計画による運営を行うものとする。

また、独立行政法人会計基準等を踏まえ、運営費交付金の会計処理として、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

その他、保有資産については不断の見直しを行うとともに有効活用を推進し、不要財産は国庫納付するものとする。

2. 自己収入等の拡大

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることも踏まえ、NICT が有する施設・設備・データ等のより一層の有効活用を図るとともに、NICT の技術シーズと外部のニーズの橋渡し機能の強化及び知的財産等の戦略的な取得と活用に取り組むことにより、競争的資金や資金受入型共同研究による外部資金等の獲得と併せ、自己収入等の拡大に努めるものとする。

しを図るものとする。

また、組織体制の見直しに際しては、研究開発成果を最大化するための機能に係る組織の役割及びマネジメント体制を明確化することで効率的・効果的な組織運営を実現するものとする。

V. 財務内容の改善に関する事項

1. 一般勘定

運営費交付金を充当して行う事業については、「IV 業務運営の効率化に関する事項」で示した事項について配慮し、特許料収入等の自己収入及び競争的資金等の外部資金の適正な収入を見込んだ上で、中長期計画の予算及び収支計画を作成し、当該予算及び収支計画による運営を行うものとする。

また、独立行政法人会計基準の改定（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 2 年 3 月 26 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

その他、保有資産については不断の見直しを行うとともに有効活用を推進し、不要財産は国庫納付するものとする。

2. 自己収入等の拡大

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることも踏まえ、保有する知的財産について、保有コストの適正化を図るとともに、技術移転活動の活性化による知的財産収入の増加や、競争的資金や資金受入型共同研究による外部資金等の増加に努めるものとする。その際、これまで収入が見込めなかった分野について、中長期目標期間の平均年間知的財産収入が前中長期目標期間よりも増加となることを目指すものとする。

3. 基盤技術研究促進勘定

民間基盤技術研究促進業務については、これまでの事業の実施状況に関して、できる限り定量的に検証・分析し、今後の対応等も含め公表するものとする。また、既往の委託研究締結案件に関して、研究開発成果の事業化や売上等の状況把握を行い、収益納付・売上納付の回収を引き続き進めること、業務経費の低減化を進めることにより、繰越欠損金の着実な縮減に努めるものとする。

4. 出資勘定

出資業務（令和6年度以降は国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）附則第3条第2項に規定する出資継続業務）については、これまでの事業の実施状況に関して、できる限り定量的に検証・分析し、今後の対応等も含め公表するものとする。また、引き続き業務経費の低減化に努めること、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、各出資先法人の経営内容・状況の把握に努め、経営状況に応じて、必要があれば事業運営の改善を求め

3. 基盤技術研究促進勘定

民間基盤技術研究促進業務については、これまでの事業の実施状況に関して、できる限り定量的に検証・分析し、今後の対応等も含め公表するものとする。また、既往の委託研究締結案件に関して、研究開発成果の事業化や売上等の状況把握を行い、収益納付・売上納付の回収を引き続き進めること、業務経費の低減化を進めることにより、繰越欠損金の着実な縮減に努めるものとする。

なお、償還期限を迎えた保有有価証券に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。

4. 債務保証勘定

各業務の実績を踏まえるとともに、信用基金の清算を着実に実施する。債務保証業務については、財務内容の健全性を確保するため、債務保証の決定に当たり、資金計画や担保の確保等について多角的な審査・分析を行い、保証範囲や保証料率については、リスクを勘案した適切な水準とするものとする。また、保証債務の代位弁済、利子補給金及び助成金交付の額は同基金の運用益及び剰余金の範囲内に抑えるように努めるものとする。なお、これらに併せて、信用基金を清算するまで運用益の最大化を図るものとする。

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）附則第3条第4項の規定に基づき、債務保証勘定の残余財産を国庫納付し、同勘定を廃止するものとする。

5. 出資勘定

出資業務（令和6年度以降は国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）附則第3条第2項に規定する出資継続業務）については、これまでの事業の実施状況に関して、できる限り定量的に検証・分析し、今後の対応等も含め公表するものとする。また、引き続き業務経費の低減化に努めること、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、各出資先法人の経営内容・状況の把握に努め、経営状況に応じて、必要があれば事業運営の改善を求め

ることにより、出資金の最大限の回収に努める。加えて、配当金の着実な受取に努めるなど、繰越欠損金の着実な縮減に努めるものとする。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. NICTにおける人材の育成・確保

変化の早い ICT 分野において新技術に対応した研究人材を育成・確保するため、柔軟な人事・評価制度など、給与や研究環境を含めた処遇面の改善・充実を図るものとする。併せて、研究開発成果の技術移転や研究開発活動の企画・マネジメント等に関する専門人材の充実・活用に取り組むものとする。その際には、NICT 全体で戦略的にダイバーシティ推進に取り組み、多様な人材が活躍できる環境を整備するものとする。

また、多様なキャリアの形成及び組織に変化をもたらす人材の流動化の促進並びに研究開発成果の社会実装に向け、国内外の外部機関との連携・人材交流に取り組むとともに、その取組を促進する観点から、NICT の職員が研究開発成果を当該研究分野以外の者にも理解できるように分かりやすく対外発信するためのスキルを身に着けられる機会等を設けるものとする。

なお、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」第 24 条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」にも留意する。

2. 研究開発成果の積極的・効果的な情報発信

研究開発成果の科学的・技術的・社会的意義、学術論文、保有する知的財産、提供可能なデータベースやアプリケーション等に関する情報発信を積極的・効果的に行うことで、NICT の役割（ミッション）や研究開発成果を外部にアピールしていくものとする。

また、NICT の研究開発成果の普及や社会実装を推進するためには、上記の情報発信が受け手に十分に届けられることが必要であることから、サイエンス・コミュニケーション機能の充実など、広報業務の強化に向けた取組を行うものとする。

ることにより、出資金の最大限の回収に努める。加えて、配当金の着実な受取に努めるなど、繰越欠損金の着実な縮減に努めるものとする。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 人事制度の強化

テニユアトラック制度の推進、給与や研究環境を含めた処遇面の改善など、若手や競争の激しい研究分野の研究者の確保に資するよう、魅力ある制度を充実させるとともに、民間等で事業経験のある研究支援人材を確保するものとする。また、多様なキャリア形成に向けた組織内外の人事交流を行うとともに、人材交流等による体制の強化に向けた人材育成を行うものとする。さらに組織に変化をもたらす人材の流動化を促進するため、実施可能なスキームを最大限活用し、諸外国の人材含め国研・大学・民間企業間でより積極的な人材交流を行うものとする。

なお、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」第 24 条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」にも留意する。

2. 研究開発成果の積極的な情報発信

研究開発成果の科学的・技術的・社会的意義、学術論文、保有する知的財産、提供可能なデータベースやアプリケーション等に関する情報発信を積極的に行うことで、NICT の役割（ミッション）や研究開発成果を外部にアピールしていくものとする。

また、NICT の研究開発成果の普及や社会実装を推進するためには、上記の情報発信が受け手に十分に届けられることが必要であることから、広報業務の強化に向けた取組を行うものとする。この場合、報道発表数等のアウトプットに加えて、当該アウトプットの効果としてのアウトカムとして新聞・雑誌・Web 等の媒体での紹介や反響等の最大化を目指した取組を行うものとする。

3. 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティ対策における方針及び実際のサイバー攻撃の実態を踏まえ、情報システムや重要情報への不正アクセスに対して十分な対策を講じるとともに、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき、情報セキュリティポリシーの不断の見直し・強化等により情報セキュリティ対策を講ずるものとする。さらに、NICT のサイバーセキュリティ分野における研究開発成果の導入等を通じて、対策強化を図るものとする。

4. コンプライアンスの確保

理事長の指揮の下、職員の規律の確保、適切かつ効率的な予算執行を含む NICT における業務全般の適正性確保に向け、厳正かつ着実にコンプライアンス業務を推進する。

特に、研究不正の防止に向けた取組については、「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第 3 版）」（平成 27 年 4 月 21 日）に従って、適切に取り組むものとする。

5. 内部統制に係る体制の整備

内部統制については、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであることから、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）等で通知された事項を参考にしつつ、必要な取組を推進するものとする。

6. 研究セキュリティ・インテグリティの確保

国際的かつ開かれた研究活動の進展に伴い、国家の自律性・不可欠性の重要な部分を構成する先端技術の不当な流出を防止することは、国家安全保障及び経済安全保障上の喫緊の課題となっている。このため、健全な研究環境基盤が損なわれる懸念や、研究者が意図せず利益相反等に巻き込まれる可能性を極力避け、研究者にとって自由に安心して研究に打ち込める環境を整備するものとする。

3. 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティ対策における方針及び実際のサイバー攻撃の実態を踏まえ、情報システムや重要情報への不正アクセスに対して十分な対策を講じるとともに、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき、情報セキュリティポリシーの強化等により情報セキュリティ対策を講ずるものとする。さらに、情報セキュリティポリシーを不断に見直すことで対策強化を図るものとする。

4. コンプライアンスの確保

理事長の指揮の下、職員の規律の確保、適切かつ効率的な予算執行を含む NICT における業務全般の適正性確保に向け、厳正かつ着実にコンプライアンス業務を推進する。

特に、研究不正の防止に向けた取組については、「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第 3 版）」（平成 27 年 4 月 21 日）に従って、適切に取り組むものとする。

5. 内部統制に係る体制の整備

内部統制については、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであることから、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）等で通知された事項を参考にしつつ、必要な取組を推進するものとする。

7. 情報公開の推進等

NICT の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報を公開するとともに、個人情報を適切に保護するものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

6. 情報公開の推進等

NICT の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報を公開するとともに、個人情報を適切に保護するものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。